

令和 2 年 4 月 10 日

保護者 各位

長渕保育園
園長 富 樫 啓 子

新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言の発令に伴う登園
自粛等について（通知）

日頃より、当園の保育に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。また、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として登園自粛の御協力をいただき、重ねて感謝申し上げます。

標記の件につきまして、国の緊急事態宣言の発令、本日 14 時の東京都知事の発表にもとづき、下記のとおり、登園自粛のお願いと保育園の取扱いの変更についてお知らせいたします。

なお、この取扱いは令和 2 年 4 月 11 日（土）から 5 月 2 日（土）までの間とします。

また、この取扱いは市からの通知により、今後変更する可能性があることを予め御承知おきください。

記

1 保育園の登園自粛について

国の緊急事態宣言が発令されたことから、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、登園につきましては、原則自粛といたします。

2 登園できる児童（世帯）について

次の条件に該当する日で、児童を他に預ける先がない場合は、登園可能とします。

- (1) 父母に限らず保護者全員が出勤をする日。
- (2) 入園要件が疾病の保護者について、通院する日。
- (3) 出産のため、入院を要する日および退院後 2 週間程度。

なお、通院等により保育を必要とする場合は個別に園へ御相談ください。

なお、登園する児童につきましては、保護者の皆様の就労状況等に合わせた退園時間を徹底していただくようお願いいたします。

3 保育時間について

保育終了時間を原則午後 6 時までとします。

延長保育は行いません。

4 土曜日の保育について

上記 2 に該当する児童（世帯）のみ登園可能とします。

5 一時預かり、子育てひろばについて

原則、行いません。

6 保育料の減額について

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として登園を自粛いただいた児童について、保育料の日割り計算による減額を行うこととなりました。

後日、市からの通知をお配りする予定です。

(1) 対象児童

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として登園を自粛いただいた児童（0 歳から 2 歳児クラス）

(2) 対象期間

令和 2 年 3 月 2 5 日（水）から 5 月 2 日（土）

(3) 保育料の還付等

ア 4、5 月分の保育料は、一旦全額お支払いいただきます。

イ 対象者には、3 月分については 5 月末までに、4、5 月分については 6 月以降に還付等を行います。

(4) その他

手続等の詳細については、3 月 2 4 日までの分と同様の方法を予定しております。

なお、詳細につきましては、後日、担当より御連絡いたします。

7 給食費（副食費）の返還について

4 月 8 日（水）から 5 月 2 日（土）に登園を自粛した方の副食費については、日割りでお返しします。日額 180 円で自粛していただいた日数分となります。なお、返還方法については、後日お知らせします。

8 保護者の皆様へのお願い

新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性のある病気です。

保護者の皆様におかれましては、既に新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として御協力をいただいているところですが、お預かりするお子様の安全と、保育園が継続的かつ安定的に開園し保育を行っていくた

めに、改めまして次の点について御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

- (1) お子様の熱が37.5度以上の場合は、保育園をお休みさせていただきます。
- (2) 病後の登園は、熱が下がってから24時間以上経過した後としてください。
- (3) 同居親族の体調が優れない場合（発熱、強い倦怠感、味覚異常、いつもとは異なる咳等）は、保育園をお休みさせていただきます。
- (4) 保育園では、細心の注意を払い、室内換気や手洗いうがい等を徹底しておりますが、集団で保育を行うため、お子様の安全確保を必ずしも御約束することはできません。保育園での感染の可能性があることを十分御理解いただいた上で、登園させていただきます。
- (5) 保育園で感染者（保護者・園児・職員）が一人でも出た場合は、保健所の指導に従い、消毒等を行うため一定期間閉園となります。
また、濃厚接触者は、2週間程度隔離されることがありますので、感染拡大防止に御協力をお願いいたします。
- (6) 国の非常事態宣言が発令されたことに伴い、保護者の皆様におかれましても、御自身とお子様に関与する問題と深く捉えていただき、不要不急の外出等は慎んでいただきますよう、御協力をお願いいたします。

以上